第６節　社会・勤労者福祉

１　戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

(1) 戦傷病者及び戦没者の遺族等の援護

根拠法令等	戦傷病者戦没者遺族等援護法 戦傷病者特別援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

戦傷病者戦没者遺族等援護法で軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はその遺族を援護することを目的とする。

＜実　績＞

平成２４年度は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第九回特別弔慰金）および戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第十三回特別給付金）の交付を行った。

区分＼年度	20	21	22	23	24
戦傷病者関係（戦傷病者手帳交付、ＪＲ乗車券交付等）	13	10	5	2	1
特別弔慰金	0	42	9	13	7
特別給付金	36	17	0	8	8
恩給及び援護関係相談	約 650	約 600	約 500	約 500	約 500

(2) 戦没者、戦災死没者追悼式

根拠法令等	―	所 管 課	福祉課
担 当 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

本市出身の戦没者、戦災死没者のめい福を祈るとともに、世界の恒久平和を祈念するために、毎年１１月に市内に居住する戦没者、戦災死没者の遺族を対象に戦没者追悼式を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
戦没者数（柱）	1,793	1,699	1,606	1,522	1,392
戦災死没者数（柱）	211	194	190	179	171
遺族参加者数	430	392	375	354	361

※　平成 24 年度より一般参列も始める。

(3) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護

根拠法令等	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 未帰還者に関する特別措置法	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

未帰還者留守家族等援護法で、未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任においてその留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に帰郷旅費の支給等を行い、これらの方々を援護するものである。

2　災害弔慰金

(1) 災害弔慰金支給等

根拠法令等	大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	国１/2　県1/4　市1/4（災害援護資金の貸付は国2/3　県１/3）

＜目的･事業内容＞

暴風、豪雨、地震などの自然災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害をうけた市民に災害障害見舞金の支給を、また被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

＜支給対象＞

①　災害弔慰金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害の場合に、市内において５世帯以上の住居が滅失するような災害により死亡した市民の遺族

②　災害障害見舞金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害の場合に、市内において５世帯以上の住居が滅失するような災害により負傷し、又は疾病にかかり「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に該当する障害が残った市民

③　災害援護資金の貸付対象

・県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害の場合に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第１０条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主

・「災害弔慰金の支給等に関する法律」第１０条第１項に掲げる所得要件に該当する者

※　本市において、平成１９年度から平成２４年度までの間に災害救助法が適用される災害は発生していない。

(2) 災害見舞金等

根拠法令等	大牟田市災害見舞金等支給要綱	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

本市の災害（暴風、豪雨、地震、洪水、その他異常な自然現象により発生した災害又は火災による災害をいう）の発生に際し、市長が応急的に被災者の救助を行うため、当該災害の被災者及びその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給する。

＜支給対象＞

①　災害見舞金の支給対象

・災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者

・現に居住している建物が被害を受けた者

②　災害弔慰金の支給対象

・災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者

・災害により死亡、行方不明になった者の遺族及び重傷を負った者
・支給条件：大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第３条に規定する災害弔慰金又は同条例９条に規定する災害障害見舞金の支給を受けていないこと

＜実　績＞

区分＼年度		20	21	22	23	24
災害見舞金	支給対象世帯	14	13	6	10	14
	金額（千円）	527	524	245	410	517
災害弔慰金	支給対象者	1	0	1	4	4
	金額（千円）	100	0	100	400	400

3　日本赤十字社事業

平成２２年度より、大牟田市社会福祉協議会に委託を行い、次の事業を推進している。

(1) 日本赤十字社社資募集

根拠法令等	日本赤十字社法	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

赤十字社では、災害救護活動をはじめ、医療事業、血液事業、社会福祉事業などの諸事業を展開している。赤十字の理念や事業活動について人々の理解を深めるとともに、財政的支援基盤の強化のため、毎年５月の「赤十字社員増強運動月間」を中心に赤十字社員の増強と社資の募集運動を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	20	21	22	23	24
目標額（円）	12,354,000	12,354,000	12,354,000	10,968,000	10,786,000
達成額（円）	10,148,894	9,802,425	9,388,593	9,474,787	8,874,984
達成率（%）	82.2	79.3	76	86.4	82.3

※　地域での募集体制の変化等により、近年は目標を達成できない状況である。

(2) 各種講習会の普及

根拠法令等	日本赤十字社法	所 管 課	福祉課
担 当 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

思わぬ災害や事故にあった人、急病人の応急処置の方法あるいは家庭での病人や高齢者の看護の仕方などに必要な知識と技術を普及するため、「救急法」「水上安全法」「家庭看護法」等の講習を広く実施している。

＜実　績＞

平成２４年度は、５学童保育所（三池･高取･白川･大牟田･中友）と平原学童クラブの指導員を対象に救急法の講習を実施。

(3) 災害救護活動

根拠法令等	日本赤十字社法	所 管 課	福祉課
担 当 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

災害の被災者を救援するため、被災者に救援物資（布団・毛布・タオルセット・救急医薬品セット・緊急セット）を配布する。

＜実　績＞

平成２４年度は、被災見舞い９件に救援物資を配布。

(4) 災害救護業務

根拠法令等	日本赤十字社法	所 管 課	福祉課
担 当 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜実　績＞

災害義援金名称	義援金額（円）
平成 24 年 5 月 6 日の茨城県竜巻災害義援金	345
平成 24 年 5 月 6 日の栃木県竜巻災害義援金	1,201
平成 24 年 7 月 福岡県豪雨災害義援金	359,686
平成 24 年 7 月 12 日 熊本広域大水害義援金	411
平成 24 年 7 月 大分県大雨災害義援金	656
平成 24 年 8 月 京都府南部豪雨災害義援金	620
シエラレオネ　コレラ予防救援金	235
平成 24 年 鹿児島県奄美地方台風災害義援金	601
フィリピン南部台風救援金	500
東日本大震災義援金（H25.3 月末現在）	121,076,049

※　災害義援金等の募集及び実績報告、報道発表等３８回。義援金送金１４回。

(5) 血液事業の推進

根拠法令等	日本赤十字社法	所 管 課	福祉課
担 当 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

安全で安定した輸血用血液確保のため、愛の献血推進協議会と献血推進団体で地域ぐるみの献血運動を推進している。

＜実　績＞

区　分	献血申込者数（人）			400㎖ 献血者数（人）			不適者数（人）
	男	女	計	男	女	計	
地　域	1,538	1,251	2,789	1,336	847	2,183	606
職　域	1,257	366	1,623	1,111	225	1,336	287
学　域	513	95	608	436	50	486	122
街　頭	624	513	1,137	558	301	859	278
計	3,932	2,225	6,157	3,441	1,423	4,864	1,293

※　平成２４年度の献血者数は、前年度と比較して２２４人減少している。

4　勤労者福祉

(1) 勤労者福祉対策

根拠法令等	労働法全般	所 管 課	福祉課
相 談 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

少子高齢化の進展、産業・就業形態の多様化など構造上の変化や、勤労者の価値観の変化など、社会経済状況に対応した勤労者福祉施策を推進するための事業を行う。

① 派遣労働者等緊急雇用相談窓口

急速な景気後退の状況下、雇用情勢の悪化に伴う派遣労働者等の解雇、雇止め等による雇用・生活等の相談に「緊急相談窓口」を設置し、助言や関係機関の案内を行い相談の解決に向け対応した。

＜対象者＞

派遣労働者等

＜実　績＞

年度 相談内容・件数	20	21	22	23
雇用に関すること	12	31	15	5
労働に関すること	1	0	0	1
生活・融資に関すること	8	14	13	0
住宅に関すること	8	6	1	0
その他	4	5	2	0
計	33	56	31	6

年度 相談内容・件数	24
退職に関すること	0
解雇に関すること	0
求職に関すること	0
労働条件に関すること	0
生活・融資に関すること	0
休業補償に関すること	0
雇用保険に関すること	0
職場環境に関すること	0
その他	0
計	0

※　統計方法について：平成２４年度より下記の労働相談の項目に合わせて変更した。

② 労働相談

賃金や就業上のトラブル等の労働相談に常時応じる。助言や融資案内を行うほか、法律的に難しい相談については、それぞれの所管機関等へ取り次ぐなど、問題の解決に向け対応した。

＜対象者＞

中小企業の勤労者等

＜実　績＞

年度 相談内容・件数	20	21	22	23	24
退職に関すること	1	0	1	2	2
解雇に関すること	4	3	1	1	3
求職に関すること	7	6	10	19	15
労働条件に関すること	3	2	1	2	2
生活・融資に関すること	2	2	1	10	8
休業補償に関すること	0	0	0	0	2

雇用保険に関すること	0	0	0	2	1
職場環境に関すること	1	0	2	0	0
その他	0	2	0	3	8
計	18	15	16	39	41

③ 子育て女性等就業相談（県との共催）

県の就業アドバイザーによる再就職希望者への就業プラン等の作成やアドバイスを行う相談事業を実施した。

＜実　績＞

年　　度	20	21	22	23	24
相談件数	7	10	26	15	12

④ 労働関係法令等の改正に伴う周知・啓発事業

職場における待遇や労働条件の改善等を図るための広報啓発に努めた。

(2) 雇用対策

根拠法令等	―	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

① 雇用対策基金事業の実施

国の交付金を財源とした都道府県の補助による緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を実施し、離職者等の雇用の場の創出を図った。

＜実　績＞

区　分 ＼ 年　度		21	22	23	24
緊急雇用創出事業	事業実施数（事業）	16	18	12	8
	新規雇用者数（人）	76	123	52	47
ふるさと雇用再生特別基金事業	事業実施数（事業）	4	4	3	―
	新規雇用者数（人）	8	9	8	―

※　緊急雇用創出事業は、平成２１年度より実施（平成２０年度からの繰越事業；８事業を含む。）
※　新規雇用者数は、延人数（６ヶ月毎に１人のカウント）で、中途退職者も含む。
※　ふるさと雇用再生特別基金事業は、平成２３年度で終了。

② 大牟田市雇用問題協議会

当面する雇用失業問題を的確に把握し、雇用対策を組織的に推進するための協議機関として、次の団体により構成している。

・大牟田公共職業安定所
・大牟田商工会議所
・大牟田労働基準監督署
・連合福岡南筑後地域協議会
・福岡県筑後労働者支援事務所
・大牟田市
・大牟田高等技術専門校

＜事業内容・実績＞

・大牟田市ホームページでの企業情報「’１３ポマト」の情報提供
・求人情報の提供（ハローワークインターネット求人情報の課内掲示）
・障害者・高年齢者雇用促進のため優良事業所の表彰
・技能功労者・青年技能優秀者の表彰
・子育て女性等就業相談会の開催
・高年齢者就職セミナーの開催

・若年者就職促進セミナーの開催
・みやま・大牟田地区なんでも労働相談会の開催
・労働に関する諸情報の広報
・人材確保推進事業「大牟田地域企業合同面談会」の共催
・人材確保推進事業「高校生のための就職ガイダンス」の共催

③ 広域的雇用対策

＜事業内容･実績＞

雇用の安定・雇用の創出・開発等について次の会議に出席し、検討・協議を行った。
・筑後地域雇用労働福祉会議

④ 勤労者福祉施設の管理及び連絡調整

＜事業内容･実績＞

高齢・障害・求職者雇用支援機構（旧雇用・能力開発機構）による勤労者住宅の設置目的達成のための連絡調整を行っている。また、雇用促進住宅３宿舎（高齢・障害・求職者雇用支援機構建設施設）の譲渡協議は継続となっている。なお、国の行財政改革等により、平成１４年度末に産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）を、平成１５年１０月に大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）を譲り受け、以降本市所有施設として管理を行った。平成１８年度からは民間に本施設を貸与し、平成２３年度からは新たな民間事業者への貸与により、運営を続けている。
・雇用促進住宅宿舎駐車場
　白川宿舎駐車場（平成6年10月設置）
　小浜宿舎駐車場（平成11年7月設置）
　大牟田宿舎駐車場（平成12年3月取得）
・産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）　（昭和49年建設）
・大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）　（昭和54年建設）

(3) 若年者専修学校等技能習得資金貸付事業

根拠法令等	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱 大牟田市若年者専修学校等技能習得資金貸付要綱	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	県 10/10

＜目的･事業内容＞

若年者の職業に必要な技能及び知識を援助するため、経済的な理由により専修学校等において修学することが困難な者に対し、技能習得資金を貸付けるもの（平成１４年度開始）。

①　支給対象者は次の全てに該当する人
・本人若しくは保護者が市内に居住し、２４年度に中学校又は高等学校を卒業した人、若しくは２３年度に高等学校を中退した人
・要綱に掲げる専修学校等に２５年４月に在学する人で、履修課程の学科が職業に必要な技術・技能の習得を目的としていること
・習得した技能及び知識を自己の職業と結びつけようとする意欲が十分な人
・次のいずれかに該当する世帯
　生活保護世帯、市民税非課税世帯、世帯の全収入が生活保護基準の１．５倍以下の世帯
・日本学生支援機構その他の団体から給付又は貸し付けを受けない人
②　市内の主な対象校
・大牟田医師会看護専門学校　看護高等課程・准看護科
・専修学校紫苑学院　家政一般課程・洋裁科
・専修学校麗学園　家政一般課程・洋裁本科
③　貸付金額及び期間
・入 校 支 度 金…１００，０００円

・修学資金（月額）…専門課程５３，０００円、その他の課程等（高等課程、一般課程、各種学校）
３０，０００円
・貸付の期間は、修学年限
④　返還について
・無利息
・開始は、貸し付けが終了した月の半年後から
・期間は、貸し付け年限の３倍以内の期間（最長１２年）

＜実　績＞

年度 貸付件数・金額	20	21	22	23	24
新　　規（件）	0	0	1	2	1
継　　続（件）	0	0	0	1	2
貸付金額(千円)	0	0	460	1,280	1,150

(4)大牟田市労働福祉会館運営

根拠法令等	大牟田市労働福祉会館条例	所 管 課	福祉課
申 請 窓 口	福祉課　社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

働く市民の福祉の増進と市民文化の向上を図る。

＜施設概要＞

開設年月日	昭和 53 年 6 月 2 日
敷 地 面 積	2,313.85 ㎡
建 築 面 積	1,212.77 ㎡
建築延面積	3,298.80 ㎡
構　　造	鉄筋コンクリート３階建（一部４階）
主 な 施 設	中ホール（200 人） 研 修 室（50 人） 講 習 室（30 人×2 室） 会 議 室（30 人、10 人） 和　　室（10 人×2 室）
使用対象者	使用目的が会館の設置目的に沿うと市長が認めた者

＜実　績＞

年度 区分	20	21	22	23	24
利用延人数（千人）	38	34	43	36	38
使　用　料（千円）	10,504	8,560	10,184	8,404	8,697
利 用 件 数	1,150	872	1,082	966	1,349